

## 「サステナビリティ」への取組みに関する基本方針

制定：2019年9月25日

改定：2020年9月23日

改定：2022年4月1日

改定：2022年6月22日

改定：2023年6月1日

改定：2023年9月27日

改定：2024年2月28日

### (目的)

第1条 本基本方針は、みずほリアルティ One 株式会社（以下、「当社」という）が、みずほ信託銀行株式会社の『サステナビリティ』への取組みに関する基本方針』に則り、当社の「サステナビリティ」に関する事項について、取組みを進めるにあたっての基本的事項を方針として定めるものである。

### (「サステナビリティ」への取組みの基本的考え方)

第2条 当社は、長期的な視点に立ち、「マテリアリティ」に取り組むことで、環境の保全および内外の経済・産業・社会の持続的な発展・繁栄に貢献し、様々なステークホルダーの価値創造に配慮した経営と当社の持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を実現する。

②当社は、以下の考え方に基づき、「サステナビリティ」への取組みを推進する。

1. 経済・産業・社会・環境に対する直接的・間接的なポジティブインパクトの拡大とネガティブインパクトの低減に努める。
2. みずほフィナンシャルグループ（以下、「<みずほ>」という）の一員として、ファイナンス等のサービス提供やお客さまとの対話（エンゲージメント）を通じた間接的なインパクトの大きさを特に重視し、お客さまの SDGs/ESG への取組みを多面的にサポートする。
3. インパクトや実現に向けた時間軸について、ステークホルダー間で利益相反・意見の対立がある場合には、その事情・実態や、国際的な規範・合意・世論等を踏まえ、経済・産業・社会・環境の調和と長期的な視点に基づいて取り組む。

### (定義)

第3条 本基本方針において、「サステナビリティ」および「マテリアリティ」を以下の通り定義する。

1. 「サステナビリティ」とは、環境の保全および内外の経済・産業・社会の持続的な発展・繁栄、ならびに当社グループの持続的かつ安定的な成長をいう。
2. 「マテリアリティ」とは、<みずほ> と、お客さま、社員、経済・社会をはじめとするステークホルダーの持続的な成長・発展にとっての中長期にわたる優先課題をいい、社会の期待（<みずほ> が社会に与えるインパクトに対するステークホルダーの期待）と <みずほ> にとっての重要性（中長

期的な企業価値への影響、〈みずほ〉の戦略・事業領域との親和性)を踏まえたものとする。

(運営)

第4条 取締役会は、本基本方針に則り、当社のサステナビリティ委員会から定期的に報告を受けるとともに、当社の「サステナビリティ」の中長期または年度計画の策定、及びその他「サステナビリティ」に関する重要事項について決議する。(重要事項以外は付議内容に応じて社長もしくは所管部長の決裁とする。)

② サステナビリティ委員会は、サステナビリティ委員会規程に基づき、取締役会の諮問機関として、当社の「サステナビリティ」に関する取り組み目標の設定・モニタリングに関する事項等を審議するとともに、当社、みずほ不動産投資顧問株式会社(以下、「MREM」という)及びみずほリートマネジメント株式会社(以下、「MREIT」という)各社に設置するサステナビリティ推進会議に対し、当社グループとしての目標を提示し、モニタリングを行う。

③社長は、当社のサステナビリティ委員会の委員長並びにサステナビリティ推進責任者として「サステナビリティ」への取組みを統括する。

④サステナビリティ推進会議は、社長の諮問機関として、別途定める「サステナビリティ推進体制の構築に関する規則」に基づき、当社の「サステナビリティ」に関する取り組み目標の設定・モニタリングに関する事項等を協議する。

⑤サステナビリティ推進部は、本基本方針に基づき「サステナビリティ」への取組みの企画運営に関する事項を所管し、「サステナビリティ」への取組み状況等について、必要に応じて都度、取締役会、及び社長に報告を行う。また、「サステナビリティ」への取組みに係る企画立案・推進、サステナビリティ委員会及びサステナビリティ推進会議の運営業務並びに関係部署への提言を行う。

(推進方法)

第5条 当社は、以下の方法で「サステナビリティ」への取組みを推進する。

1. 当社は、グループ統一的に「サステナビリティ」への取組みを推進するため、〈みずほ〉が特定した「マテリアリティ」と当社が特定した「マテリアリティ」を踏まえ、中期経営計画・業務計画を策定する。
2. 当社は、ステークホルダーとの対話を重視し、当社の「サステナビリティ」への取組みが社会の常識と期待に沿うものとなるように努める。
3. 当社は、サステナビリティ委員会並びにグループ各社に設置するサステナビリティ推進会議を通じて、設定した目標に対する実施状況を定期的に確認する。

(取組み方針)

第6条 当社は、業務において環境(Environment)・社会(Society)・ガバナンス(Governance)(以下、併せて「ESG」という。)に関する課題に積極的に対応していくことが、当社の持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上に資すると考え、以下の項目を中心とした取組みを実践していく。

## MONE

(1) 省エネルギーの推進

節電やエネルギー使用の効率を高める運用の推進を図り、不動産セクターからのエネルギー使用・温室効果ガス排出削減に貢献します。

(2) 資源の有効利用の推進

節水及び廃棄物削減に係る運用面の取組みを推進し、循環型社会の実現に貢献します。

(3) コンプライアンス

環境・社会・ガバナンスに係る法令を遵守すると共に、規制変更などの諸リスクを適切に管理します。

(4) ステークホルダーとの協働

「サステナビリティ」に係る方針を実践するため、従業員に対する教育・啓発及びステークホルダーとの協働を継続し、環境配慮を推進するよう働きかけます。

(5) 情報開示

投資家などのステークホルダーに対し、「サステナビリティ」に係る方針と活動状況の開示に努めます。

(個別ポリシー等の制定)

第7条 当社は、以下の個別ポリシー等を制定し、当該ポリシー等に従った取組みを実践していく。

(1) 気候変動・レジリエンスポリシー

(所管部と改廃等)

第8条 本基本方針の所管部は、サステナビリティ推進部とする。本基本方針は、取締役会にて改廃を決議する。但し、組織、呼称等の変更に伴う修正で、本基本方針の内容に関し実質的な変更を伴わない軽微な変更については、社長の決定で行うことができる。

以上